

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

[\(2021年2月25日現在\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊
(IoT)

第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IoT Connect Mobile Type Sサービス	(略)
料金月	(略)

[\(2021年4月6日現在\)](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊
(IoT)

第1章 総則

(用語の定義)

第2条 この別冊において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IoT Connect Mobile Type Sサービス	(略)
IoT Connect Gatewayサービス	別紙に定義するサービス
料金月	(略)

料金表

料金通則

(消費税相当額の加算)

12 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に掲載する料金表 ([以下、Web料金表といいます。以下同じとします。](#)) に定める額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。)) に基づき計算された額とします。) に消費税相当額を加算した額とします。

別紙 サービス提供条件

1 サービス一覧

サービス	内容

料金表

料金通則

(消費税相当額の加算)

12 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に掲載する料金表 ([以下、「Web料金表」といいます。](#)) に定める額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。)) に基づき計算された額とします。) に消費税相当額を加算した額とします。

別紙 サービス提供条件

1 サービス一覧

サービス	内容

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

IoT Connect Mobile Type Sサービス

(略)

IoT Connect Mobile Type Sサービス

(略)

IoT Connect Gatewayサービス SDPFサービスの1つであって、IoT端末がクラウドに接続して通信を行う場合における、クラウドが要求するインターフェース仕様に対応させるためのプロトコル変換等の機能を提供するサービス

2 各サービスの提供条件

(1) (略)

2 各サービスの提供条件

(1) (略)

(2) IoT Connect Gatewayサービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
<u>SIMカード</u>	(1) (IoT Connect Mobile Type Sサービス) のA (提供条件) の(A) (用語の定義) に規定するSIMカードと同義のもの
<u>IoT回線</u>	IoT Connect Mobile Type Sサービス (NTTComプロファイルであって、固定IPアドレスを利用するものに限りません。) の1のSIMカードと無線基地局設備との間に設定される電気通信回線であって、IoT Connect Gatewayサービスを利用するために使用されるもの
<u>利用ポリシー</u>	IoT Connect Gatewayサービス利用上のプロトコル変換ルール又は接続先クラウド等を定めたもの
<u>利用グループ</u>	同一の利用ポリシーのIoT回線から構成されることとなるグループ

(B) 概要

IoT Connect Gatewayサービスは、利用グループに帰属したIoT回線から当社所定の手順により通信を行う場合に、その利用グループに係る利用ポリシーが適用されるものとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

(C) 申込みの条件

- a IoT Connect Gatewayサービスの申込みは、次の順序により行うものとします。
 - (a) 事前にIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sサービスについて固定IPアドレス利用の申込みを実施。
 - (b) その後、IoT Connect Gatewayサービスの申込みを実施。
- b aの(a)場合、IoT Connect Mobile Type Sサービスの固定IPアドレス利用の申込者は、その申込みに対応するIoT Connect Gatewayサービスの利用の範囲において、その申込みにより払い出される固定IPアドレスその他のIoT Connect Mobile Type Sサービスの利用情報が、当社によるIoT Connect Gatewayサービスの申込受付確認及びその提供において利用されることに同意するものとします。
- c IoT Connect Gatewayサービスの申込みは、その申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sサービスのオーダ番号を単位として、オーダ番号に紐づく全てのIoT回線を対象に一括して行うものとします。
- d IoT Connect Gatewayサービスの申込みは、その申込みに係るIoT Connect Gatewayサービスの契約IDとその申込みにおいてIoT回線となるIoT Connect Mobile Type Sサービスの契約IDとが同一となるように行うものとします。

(D) 利用に関する設定の条件

- a 契約者は、IoT Connect Gatewayサービスの利用にあたり、利用グループを設定するものとします。
- b 利用グループには、グループごとの利用ポリシーとして、1グループにつき1のプロトコル変換ルール及び1の接続先クラウドを設定することができます。
- c 利用グループには、1以上のIoT回線を帰属させることができます。この場合、1のIoT回線は、1の利用グループに限り帰属することができます。
- d 設定可能な利用グループの数の上限又は1の利用グループに帰属可能なIoT回線の数の上限等は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

(E) 保守対応

当社は、IoT Connect Gatewayサービスに係る設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はIoT Connect Gatewayサービスの提供の維持運営のため、契約者が保有又は利用する設備に対する疎通性確認を行うことがあります。

(F) 責任の制限

a 当社は、IoT Connect Gatewayサービスが提供するプロトコルの変換等の機能の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによって契約者に発生した損害については、共通編第27条（責任の制限）に定めるほかは、責任を負いません。

b 当社は、IoT Connect Gatewayサービスの提供において共通編第27条第2項を適用するにあたり、同項において「その日数に対応する月額上限料金もしくは月額定額料金」とあるのは、「その日数に対応するIoT Connect Gatewayサービスの利用料金」と読み替えて適用します。この場合、日数に対応する利用料金は、次の算式により算出します。

・当該事象が発生した料金月の前料金月の利用料金÷28×当該事象に係る日数

(G) 契約者の義務

当社は、共通編第32条（契約者の義務）に定めるほか、次のとおり契約者の義務を定めます。

a 契約者は、契約者によるIoT Connect Gatewayサービスの利用設定に用途を限定して当社が契約者に無償貸与する設定用SIMカード（1の契約IDにつき1のSIMカードとします。）について、設定用SIMカードの利用用途を遵守し、また、設定用SIMカードを善良な管理者の注意をもって保管・管理する義務を負うものとしします。

b 契約者は、aの規定に違反して設定用SIMカードの利用用途外の利用を行ったと当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、その利用用途外の利用部分についてその設定用SIMカードに係る電気通信サービス利用契約に基づく利用があったものとみなして当社が算定した費用の支払いを要します。

c 契約者は、aの規定に違反して設定用SIMカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充・送付等に必要の費用を支払っていただきます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

d 契約者は、IoT Connect Gatewayサービスの解約により設定用SIMカードが不要となったときは、設定用SIMカードの含有物質（社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）において掲載します。）に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、設定用SIMカードを処分する義務を負うものとし、この場合、設定用SIMカードの所有権は、当該解約があった時点において、当社から契約者へ移転するものとします。

e 契約者は、IoT Connect Gatewayサービスを契約者以外の第三者が利用する場合、又はIoT Connect Gatewayサービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。

また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。

f eの規定は、契約者又は第三者によるIoT Connect Gatewayサービスの利用に關係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。

B 料金算定方法

(A) IoT Connect Gatewayサービスに係る利用料金は、1の契約IDごとにIoT Connect Gatewayサービスに係る料金の額を合算して適用します。

(B) IoT Connect Gatewayサービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、1のIoT回線ごとの月間の通信量に応じて算出されるものとします。

(C) 利用料金に係る通信量の測定は、次によります。

a 社の測定機器において測定した通信量（バイト単位とします。）とします。

b 送信及び受信の双方を対象とします。

c 当社によるプロトコルの変換等の機能が非適用の状態にある通信を対象とします。

d 通信量データは一定時間ごとに取得するものとし、当月初日の最初の取得から当期末日の最後の取得までにおいて取得した通信量データにおける値を合算して当月の通信量とします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2021年4月6日時点

～2021年4月5日

2021年4月6日～

e 契約者に係るIoT Connect Gatewayサービスについて契約者以外の第三者が利用して行う通信及び当該IoT Connect Gatewayサービスの利用に関してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、測定の対象とします。

f 当社が料金の課金・請求用の測定機器とは異なる測定機器によりトラフィックレポート等の提供を行う場合において、その表示値が課金・請求用の測定機器による値と異なるときは、課金・請求用の測定機器による値を用いて利用料金を算出します。

(D) IoT Connect Gatewayサービスにおいては、日本標準時を用いて利用料金を計算します。

(E) IoT Connect Gatewayサービスにおいては、工事費を適用しません。